

林野火災における自衛隊への災害派遣要請に係る要件の緩和に関する要望

提案・要望事項

近年、乾燥や強風等の気候変動の影響により、ひとたび林野火災が発生すれば、延焼拡大により、甚大な被害をもたらしている。

林野火災の脅威から、県民の生命、財産、及び貴重な森林資源を守るためには、自治体の消防防災への応援要請に合わせて、速やかに自衛隊への派遣要請も行い、互いに連携し、効果的な空中消火活動を行うことが重要である。

自衛隊への早期活動が可能となるよう、現行の派遣要請に係る要件を緩和するなど、弾力的な運用を要望する。

(背景・課題)

現在の空中消火は、まずは、要請元の自治体が、同一都道府県内や他の都道府県の消防防災への応援を要請し、消防防災へりだけでは消火が困難と判断した場合、自衛隊法第83条第2項に基づく、自衛隊への要請へと、段階的に手順を踏む(「非代替性」の確保)こととされています。

しかしながら、地形が急峻で、狭隘な悪路が多い林野火災の場合、地上からの消火活動が困難であり、空中からの大規模な散水が不可欠ですが、現行の段階的な手順を踏む派遣要請では、要請決定までに時間を要するため、空中消火の着手が遅れた場合、延焼が急速に拡大するリスクが懸念されます。

自衛隊への空中消火能力は、散水量や飛行性能の面において、自治体の消防防災へりよりも各段に高く、初期消火段階での投入にこそ、最大の効果を発揮することが期待できますが、現状の手順では、現場が手に負えなくなった後に自衛隊へりを呼ぶ形となるため、効率的な運用とはなっていません。

こうした中、本年1月11日、本県秦野市で発生した林野火災では、自衛隊の皆様へ、早期の派遣要請を受理いただくなど、弾力的に対応して頂いた結果、速やかに鎮火できたことは、大変感謝しています。

そこで、今後、林野火災が発生した場合、知事が、現地の気象条件(乾燥・強風注意報等)や地形、付近の民家との距離等を勘案し、「延焼の蓋然性」があると判断した場合、自治体の消防防災への活動開始と同時に、自衛隊への活動が可能となるよう、現行の派遣要請に係る要件を緩和するなど、弾力的な運用を図っていただきますよう要望します。

令和8年4月16日

防衛大臣 小泉 進次郎 様

神奈川県知事 黒岩 祐治